

議案第 6 1 号

所沢市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

所沢市都市公園条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 6 月 6 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

公募設置管理制度を活用するに当たり、建蔽率及び使用料の額の最低額を定めるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市都市公園条例の一部を改正する条例

所沢市都市公園条例（昭和45年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第3条の5に次の1項を加える。

- 5 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（令第6条第1項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第2中	「	1日につき 20円	を	「	1日につき 30円	に改
		1月につき 1,200円			1月につき 1,260円	
		1日につき 120円			1日につき 130円	
		1時間につき 1,800円			1時間につき 1,890円	
		1日につき 60円			1日につき 70円	
	」			」		

め、同表に備考として次のように加える。

備考 法第5条の2第4項及び第5条の7第3項に規定する条例で定める額は、売店その他これに類する公園施設を設ける場合にあつては当該公園施設の面積1㎡当たり1月につき170円とし、売店その他これに類する公園施設を管理する場合にあつては当該公園施設の面積1㎡当たり1月につき510円とする。

別表第3の1 公園施設の規定中	「	1回につき 450円	を	「	1回につき
		1回につき 300円			1回につき
		1回につき 150円			1回につき
		2時間につき 600円			2時間につき
		2時間につき 300円			2時間につき
		2時間につき 800円			2時間につき
		2時間につき 400円			2時間につき
	」			」	

480円
320円
160円

630円
320円
840円
420円

に改め、同表備考7中「金額とする」を「金額とし、その額に10

」

円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる」に改め、同表備考8中「とする」を「とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2（同表に備考を加える部分を除く。）の改正規定及び別表第3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。